

再意見書

平成23年3月4日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 様

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんぼんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長 田中 孝司
たなか たかし

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

該当部分	当社再意見
<p>3. 乖離額調整制度に係る問題</p> <p>将来原価方式は、申請者である NTT 東西殿が自らの情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方法であり、予測と実績との乖離は将来予測を行った申請者自らが責任を負うべきものであることから、乖離額調整制度の適用は認められるものではないと考えます。仮に、予測と実績との乖離額を調整した場合、NTT 東西殿は実績コストの回収が担保されることになるため、NTT 東西殿にネットワーク整備に係る効率化インセンティブを持たせることができないという問題が生じます。従って、特に本申請にあるような乖離額調整を恒常的に実施することは認められないものと考えます。</p> <p>また、今回併せて申請されている過去分(平成 21 年度分)の乖離額調整も、将来原価方式である限りは本来認められるものではないと考えます。調整実施の是非を議論する前にまずは、乖離が生じた要因を十分に検証する必要があると考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル】P.3</p>	<p>将来原価方式については、申請者であるNTT東・西が自らの経営情報や経営判断に基づき接続料算定するものであり、実績との乖離が発生した場合は、申請者が自ら責任を負うべきものという考え方に立っていると理解しています。</p> <p>また、今回の接続料水準は需要予測値の大半を占めるNTT東・西の利用動向に左右される構造となっているため、乖離額調整の仕組みを導入した場合には、NTT東・西の事業運営結果次第で接続料水準が上昇する可能性が高くなり、競争事業者にとっては事業の予見性を著しく欠くことになりかねません。</p> <p>これらの問題があることを踏まえれば、今回申請された接続料については、左記意見にもあるとおり、乖離額調整は行うべきではないと考えます。</p>
<p>■乖離額調整制度について</p> <p>今般の乖離額調整の制度化については、実績と予測が乖離した場合のリスクを接続事業者が常態的に負担することになり、NTT 東西のコスト削減インセンティブが有効に機能しないこと、接続事業者にとっての接続料の予見性が失われること、ドミナントである NTT 東西が容易に接続事業者のコスト構造をコントロール可能な状況になることなど、多くの課題が存在しますので、公正な競争環境への影響、ひいては利用者利便を阻害する可能性があることを十分に考慮すべきと考えます。</p> <p>【イー・アクセス、イー・モバイル】P.1</p>	

以上